

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人

末広会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末広会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する常勤理事及び監事の報酬は、個人の役割、職務

内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額の範囲内で理事会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したときの報酬は無報酬とする。

3 常勤理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給することができる。
月額20,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の常勤理事及び監事については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第3項の常勤理事においては、給与規定に定める方法により、職員給与と併せて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払うことができる。

(1) 第3条1項の常勤理事及び監事については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行うことができる。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 常勤理事において、施設の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

平成 29年 4 月 1 日 制定

但し、現在のところ支給なし